

## 新潟縣信用組合 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

### 2. 内 容

目標1：計画期間間に、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策> 令和5年4月～ ノー残業デーの実施  
通知文書による管理職および職員への通知（毎月）

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策> 令和5年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する  
令和5年5月～ 有給休暇取得促進に向けた検討、労使協議開始  
令和5年7月～ 労使が協調して有給休暇取得促進に向けた取組みを行う

目標3：男性職員の育児休業を計画期間内に1人以上取得する。

<対策> 令和5年6月～ 職員へのアンケート調査の実施  
令和5年8月～ 通知文書による職員への周知

以 上